

都市計画決定が必要な理由

『建築基準法』第51条

ごみ焼却場は「**都市計画においてその敷地の位置が決定**しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」



○定める事項(都市計画法第11条第2項)

1. 施設の種類、2. 名称、3. 位置及び区域、4. 面積

(都市施設)

都市計画法第11条

都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。
...

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、**ごみ焼却場**

都市計画に定める事項

種類	沼田都市計画ごみ焼却場
名称	利根沼田ごみ処理施設
位置	沼田市白岩町字中干泥 及び白岩町字稻荷下
面積	約 9,800m ²
備考 (施設規模)	・広域可燃ごみ処理施設: 70t/日 ・広域リサイクル施設: 12.9t/5h ・広域ストックヤード: 約600m²

[illegible]

凡 例		
	行 政	
	市 市 計 區	
	用 途 地 域	
	市 市 計 區	
	市 市 計 區	
區 分	用 途 地 域	面 積
	第一類居住用地	約 8
	第二類居住用地	約 17
	第一類商業用地	約 100
	第二類商業用地	約 404
	第一類工業用地	約 20
	第二類工業用地	約 180
	近郊商業用地	約 8
	工業專用用地	約 410
	工業專用用地	約 818
	工業專用用地合計	約 1,634
	市 市 計 區	約 900

区分	地区名	面积
国道17号沿道地区	特别	

区 分	地 区
①	清水町南郷
②	京原制町・上原町文教・
③	高橋郷町
④	柳町鹿伏藤沼道

區分	種別	地
	第一種市街地再開発事業	下
	土地區画整理事業	中心

區 方	地 標	區 名
	消防局	消防局

番 号	名 称	職員(指導職員)	延 長
3.3.1	業 状 点	14-22 (22)	7,400
3.3.2	所得バイブル	14-25 (25)	4,300
3.4.1	国語 291 号読	16-17 (16)	3,200
3.4.2	留国停学修進	16 (16)	800
3.4.3	障 害 学	16-17 (17)	300
3.4.4	黒田井土上讀	17 (17)	100
3.5.1	宿 舎 中央校	11-20 (12)	2,780
3.5.2	眠 着 障 碍 学	11-15 (15)	670
3.5.3	十王堂原西讀	14 (14)	290
3.6.1	沼田日光讀	10.75-25 (11)	5,000
3.6.2	材木町野可讀	11-12 (11)	1,500
計	3.3 3.4 3.5 3.6		24,840

序 号	名 称	类 别	面 积
2-2-1	镇 名 公 园	街区公园	0.40
2-2-2	天 王 公 园	街区公园	0.17
2-2-3	上野第一児童公園	街区公园	0.14
2-2-4	下町第一児童公園	街区公园	0.05
3-3-1	王 王 公 園	近郊公園	1.30
5-5-1	稻 田 公 園	総合公園	10.20
5-5-2	運動 公 園	総合公園	10.30
計	7 公 園		22.56



都市計画に定める事項～区域～

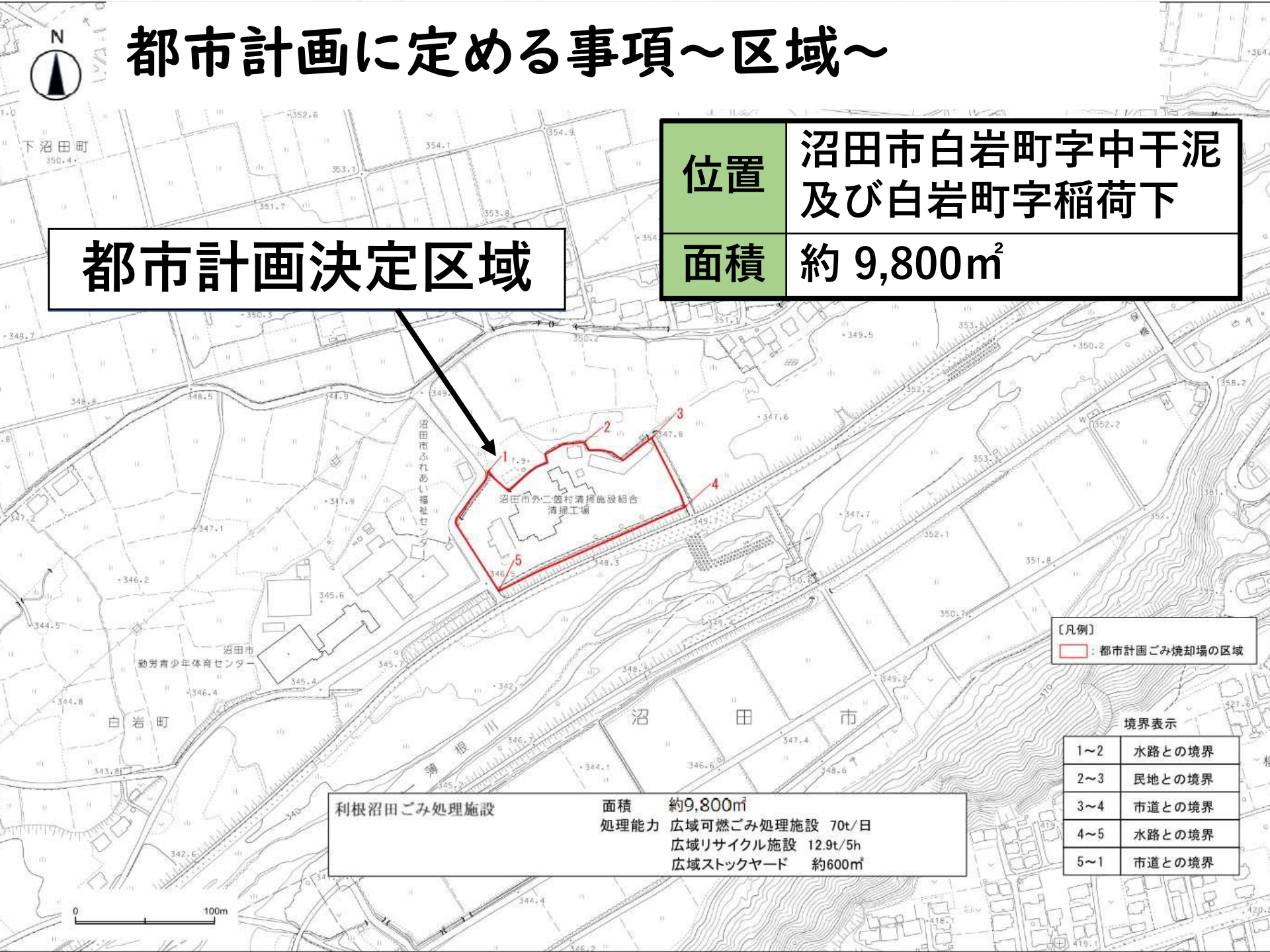
都市計画決定区域

位置

沼田市白岩町字中干泥
及び白岩町字稻荷下

面積

約 9,800m²



【凡例】

〇：都市計画ごみ焼却場の区域

境界表示

1～2	水路との境界
2～3	民地との境界
3～4	市道との境界
4～5	水路との境界
5～1	市道との境界

利根沼田ごみ処理施設

面積 約9,800m²
処理能力 広域可燃ごみ処理施設 70t/日
広域リサイクル施設 12.9t/5h
広域ストックヤード 約600m²

0 100m